

令和2年度第3回摂津市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和3年2月2日（火）午後2時

場所：摂津市役所講堂

出席委員

登阪弘、前田幸夫、中出尚、朝倉敏夫、石部美代子、橋本和哉、宮尾洋志、副島久司、和田みやこ、中川千恵美、木内博、藤原憲司（敬称略）

（事務局）

お待たせいたしました、皆さん揃われましたので、只今から令和2年度第3回摂津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ご多忙のところ、また、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中ではございますが、ご出席賜りましてありがとうございます。加えて、昨年8月、9月にはコロナ禍という状況もあり、第1回、第2回については、事務局と会長の判断により、書面での開催とさせていただいたことお詫び申し上げますとともに、ご協力に感謝申し上げます。

なお、今回の運営協議会は諮問を伴うこともあり対面での開催とさせていただいておりますこと、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓を常時開けた状態で換気をさせていただきます。また、ご発言される際には挙手いただきましたら係の者がマイクをお持ちしますので、マスクを着用したままでマイクでのご発言にご協力をお願い致します。

さて、議事に入らせていただく前に、本日の協議会について、大佐古委員、石田委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本年度途中より委員1名の変更がございましたので、事務局より報告させていただきます。

本日お配りしております委員名簿をご参照ください。被保険者代表の西村 慶子様ごの辞任に伴い、令和2年8月6日より摂津市老人クラブ連合会 副会長 朝倉 敏夫様に新たに被保険者代表の委員として委嘱させていただいております。

では朝倉委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

（朝倉委員）

ご紹介いただきました、朝倉 敏夫でございます。所属は摂津市老人クラブ連合会の副会長を担当させていただいております。被保険者の目線でこれからしっかりと勉強させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、本年度1回目の顔合わせということもあり、事務局職員の紹介をさせていただきます。

保健福祉部長の野村です。

(野村保健福祉部長)

保健福祉部長の野村です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

国保年金課長の森崎です。

(森崎国保年金課長)

森崎です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

課長代理・国保医療係長事務取扱いの畑原です。

(畑原課長代理・国保医療係長事務取扱い)

畑原でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

国民健康保険係長の衣川です。

(衣川国民健康保険係長)

衣川です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

収納係の岸本副主査です。

(岸本副主査)

10月に配属になりました、岸本です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

国民健康保険係の池田です。

(池田主事)

池田です。よろしくお願いいたします。

(富永収納係長)

そして本日の進行をさせていただいております、昨年4月に国保年金課に配属されました収納係長の富永です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は現時点で12名の委員のご出席を賜りましたので、本協議会の定足数に達しましたことも併せてご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、登阪会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

(登阪会長)

本日は、委員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、第3回摂津市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また事務局からもありましたように緊急事態宣言中での開会につきましてご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に大きな被害に見舞われました。私も携わっております社会福祉法人におきましても、重症化のおそれや基礎疾患のある方が多く居られるため細心の注意を払う日々が続いております。

さて、次第にもありますが、本日は、来年度からの大阪府国民健康保険運営方針についての報告と、令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果の報告、それらを前提としました、令和3年度の保険料の設定に伴う激変緩和措置の内容及び軽減判定基準額の見直し、賦課限度額の見直しに係る諮問に対する審議を予定しております。また令和3年度当初予算案、保健事業の取組みについても報告がなされることになっております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、事務局からのご説明をもとに活発な議論のもと適正な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、これを持ちまして開催の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、森山市長よりご挨拶を申し上げます。

(森山市長)

本日は、令和2年度第3回の国民健康保険運営協議会。皆様にはお忙しいところ、そしてお寒い中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また日頃は摂津市の健康づくりにいろいろとお力をいただいておりますことも、厚くお礼申し上げます。

とりわけ摂津市の国民健康保険の適正な運営等々についても何かとご指導をいただいておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

とうとう、コロナウイルス、1年が過ぎてしまいました。まだ見通しがつかない状況でございます。このコロナウイルスは医療のありよう等々についてさまざまな課題を提起していると思います。そのような中、現場で一生懸命頑張ってくださいありがとうございます医療従事者の方を始め、関係者の皆様には心より感謝を申し上げる次第でございます。

この1年、ほとんどと言っていいほど、市の行事、イベント等々が中止または延期になってしまいました。地域の健康づくりに欠かせない地域のつながりが損なわれてしまわないか、少し心配でございます。

そういう意味で、今後はアフターコロナをしっかりと見据えまして、コロナから目を背けることなく、しっかりと安全・安心を確保して、一日も早く平常の生活様式を取り戻してまいりたいと思っています。

本日は3点についてご諮問を予定いたしております。取り巻く環境がますます複雑さを増す中でも、市民の皆様が安心して健康的な毎日を過ごせるように、国民健康保険の安定・健全運営に引き続き最大限の努力を重ねてまいりますので、委員の皆様方には引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、市長からの諮問を受けますので、森山市長、登阪会長よろしく申し上げます。

(森山市長)

摂保国第1707号、令和3年2月2日、摂津市国民健康保険運営協議会会長、登阪 弘様、摂津市長、森山 一正。

諮問書。国民健康保険料におきましては、平成30年度からの国保の広域化に伴い、大阪府より統一保険料率が示されているところでございます。本市におきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を講じながら法定外繰入等によって生じた大阪府統一保険料率との差額を解消すべく保険料を設定しているところでございます。しかしながら、令和3年度におきましては、コロナ禍という社会情勢を鑑み、本来あるべき激変緩和措置ではなく、被保険者の負担に配慮した保険料の設定を実施したいと考えております。

また平成30年度税制改正に伴う保険料の減額における軽減判定基準額の見直し及び昨年の政令改正に伴う賦課限度額の見直しも諮ってまいりたいと考えております。

これらを踏まえて、国民健康保険料の設定に伴う下記の事項についてご答申を賜りたく、貴会の意見を求めます。記、1、令和3年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について。2、令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて。3、令和3年度保険料の賦課限度額

の見直しについて。以上、ご諮問申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、市長におかれましては他の公務のためここで退席させていただきます。

(事務局)

それでは、先ほど諮問させていただきました諮問書の写しを、只今から皆様にお配りいたします。

議題に入らせていただく前に資料の確認をさせていただきます。まず、本日配布しておりますA4縦1枚の「次第」、令和2年度国民健康保険運営協議会委員名簿、「大阪府国民健康保険運営方針」と題したA4横の資料及びA4縦の冊子、右上に参考資料1と書かれたA4縦の「令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果について」と題された資料、右上に参考資料2と書かれたA4横の「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度について」と題された資料、そして、事前に送付しております冊子「令和2年度第3回摂津市国民健康保険運営協議会」と題した資料及び資料1～3となっております。

事前に送付させていただいた資料はご持参いただいておりますでしょうか。もし、不足等ございましたらお席までお持ちしますので挙手させていただきますようお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員2名についてですが、前田副会長と被保険者を代表する委員の方から1名様をご指名いただきます。

それでは、登阪会長に署名委員のご指名をいただき、以後の進行もお願いをしたいと思います。登阪会長よろしくお願いいたします。

(登阪会長)

それではよろしくお願いいたします。署名委員につきましては「前田副会長」及び「朝倉委員」にお願いします。よろしくお願いいたします。

(前田副会長・朝倉委員)

はい。

(登阪会長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、市長からの諮問事項につきましては、次第Ⅲでご審議いただくこととします。

まずは諮問事項の前提となっております「大阪府国民健康保険運営方針」と「令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について次第Ⅰ、Ⅱでそれぞれ事務局から報告をいただきます。

それでは、まず事務局から次第Ⅰ「大阪府国民健康保険運営方針」について報告をお願いします。

(衣川国民健康保険係長)

それでは、次第Ⅰ「大阪府国民健康保険運営方針について」ご説明させていただきます。本日お配りしております大阪府国民健康保険運営方針をお手元にご用意ください。こちらは大阪府のホームページにすでに公開されている、令和3年度からの大阪府国民健康保険運営方針の概要版と全体版となります。

大阪府国民健康保険運営方針(全体版)につきましては、昨年9月の第2回書面開催時に、皆様にご意見をいただいた素案の完成版となっております。皆様にはお忙しい中、ご意見を頂戴し、ありがとうございます。皆様からいただいたご意見をもとに、本市より大阪府へ意見を提出し、大阪府の国民健康保険運営協議会での諮問答申を経て、昨年12月23日に大阪府により策定されております。

現行の運営方針との大きな変更箇所としましては、第2回でお配りしました資料のとおり、標準的な収納率や大阪府が実施する激変緩和措置の内容、新型コロナウイルス感染症を踏まえた制度運営などがございますが、本日は、この後、ご説明させていただきます保険料率に影響がある箇所について重点的にご説明させていただきます。

お配りしておりますA4横の資料、運営方針(概要版)をご覧ください。こちらの右側中段あたり、本文の章立てⅣの市町村における保険料の標準的な算定方法の括弧書きに記載されております、「激変緩和措置の対象を全市町村に全面拡大しその財源を活用」とある箇所が現行と大きく変わった部分となります。

現行の運営方針では、平成28年度のあるべき保険料からの増額幅を丈比べすることで、一定以上増額となる市町村に対して個別に激変緩和財源の投入、つまり府による保険料の抑制が行われており、各市町村に対する激変緩和措置額にはばらつきがありました。

しかし、個別激変緩和措置の対象市町村は毎年増加しており、令和2年度算定時には、約8割の市町村に激変緩和措置が行われている状態となっております。そのため、個別に激変緩和措置を行うのではなく、その財源を大阪府統一保険料率の算定時にあらかじめ投入することで、あるべき保険料そのものの抑制、すなわち、激変緩和措置を全面拡大するという点において現行から大きく変わっております。

以上で、大阪府国民健康保険運営方針についてのご説明を終わらせていただきます。

(登阪会長)

それでは、続いて次第Ⅱ「令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果」について報告をお願いします。

(森崎国保年金課長)

それでは次第Ⅱ「令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果」についてご説明申し上げます。

お手元には、まず本日お配りしております参考資料1と事前に送付しております右上に資料1、資料2、資料3と書かれたものをご用意ください。

国から示された確定係数等に基づきまして大阪府において、市町村別の事業費納付金の額と保険料必要額の算定が行われ、本年1月8日(金)に開催されました府内の市町村国民健康保険主管課長会議において、本算定結果が示されましたところでございます。

先ほど諮問事項として挙げさせていただきました令和3年度国民健康保険料についてご審議いただくにあたりまして、その前提となります大阪府の本算定結果について、ご説明を申し上げます。

参考資料1は算定結果の概要をまとめたものですので、本日は実際の大阪府から提示があった資料1～3に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、右上に資料1と書かれた「令和3年度国保市町村標準保険料率の本算定結果について(概要)」をご覧ください。

上段の囲みでございますが、国から示されました確定係数に基づき算定された大阪府の市町村標準保険料率、いわゆる目指すべき大阪府の統一保険料率でございます。医療分・後期分・介護分のそれぞれの保険料率となっております。

11月には仮算定が行われましたが、その結果と比較しますと、医療分を除いて、後期分、介護分の全て(所得割・均等割・平等割)で引き上げとなっております。

最終的には、保険給付費の微増及び暫定的であった前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の影響が確定したことによるものであるとのご説明でございました。

その下に少し小さく参考とあります令和2年度の大阪府統一料率からは、引き下げとなっており、令和2年度との差で申し上げますと、医療・後期・介護分の全体で、所得割で0.58%、均等割額で2,771円、平等割額で1,932円、ただし賦課限度額につきましては、30,000円の引き上げとなっております。

また、令和2年度の本市の料率との比較で申しますと所得割で0.58%、均等割額で637円、平等割額で1,595円、賦課限度額では同様に30,000円の差となっております。

この令和3年度の保険料水準の減少の要因でございますが、下の囲みでございます【主な変動要因(概要)】をご覧ください。記載のとおり、前提として被保険者数の減少ペースの大幅な鈍化傾向というものが、まず推計としてございます。

その上で保険給付費の増、保険料減免の増、財政安定化基金への繰入金が増の主な要因となっております。その一方で、減の要因としては、先ほど申し上げました激変緩和措置の全面拡大による公費の増、前期高齢者交付金の増、介護納付金の減となっており、差引では、算定上の一人当たり費用で約5,600円が減少したものとなっております。

仮算定値の大阪府の説明では、あくまでも新型コロナウイルス感染症拡大という特殊な状況下による暫定的な仮係数による仮算定とされておりましたが、今回の確定係数における本算定結果では、保険給付費等の推計や全面拡大による激変緩和措置財源の活用等により最終的には、仮算定時よりは若干のプラス改定の結果となりました。

続きまして、お手元に資料2をご用意ください。市町村別の一人当たり保険料比較についてご説明させていただきます。

こちらの保険料収納必要額につきましては、大阪府による激変緩和措置の全面拡大適用後の算定値となっております。今回の激変緩和措置の全面拡大によって府内全市町村の一人当たり保険料において約3,900円の抑制が行われております。

なお、法定軽減前の額となっております請求額ベースでの一人当たり保険料の額とは異なっているものということは前提として申し上げます。

表についてですが、一番上が、府内平均（全体の平均）で、以下市町村別金額となっております。

まず、大阪府の全体平均でございますが、一番左から順にAが今回算定されました、令和3年度の一人当たり保険料収納必要額、いわゆる本算定結果で142,845円、続いてBの欄148,247円が令和2年度の本算定の結果、続いてその横A-Bの▲5,402円が今回の算定結果と令和2年度の一人当たり保険料収納必要額との差額で、伸び率では▲3.64%となっております。

摂津市でございますが、真ん中よりやや下25番目に記載されており、令和3年度、150,996円、前年度比較で3.96%、6,222円の減となっております。

ただし、この令和2年度の収納必要額Bの欄の値はこれまでの個別の激変緩和措置の前の額でありまして、そこには記載されておりませんが、実際の額でいいますと、153,524円であったことから、今回の全面拡大との正味の比較で申し上げますと1.65%、2,528円の減となっております。

繰り返しにはなりますが、今回、激変緩和措置の全面拡大、保険給付費の伸び率の下方修正、前期高齢者交付金の増額等により令和2年度からは減額改定となっておりますが、これはコロナ禍における影響を踏まえた一時的な傾向である可能性が高いと認識しております。

少し数字ばかりの説明となりましたが、大阪府で一つの国保を運営するにあたり、摂津市として割り当てられた一人当たりの平均での保険料の収納必要額というものが、この表に示されております。

それでは最後に右上に資料3と記載されました令和3年度の事業費納付金の本算定結果（概要）についてでございます。上段の囲みでございます主な変動要因につきましては、先ほど資料1でご説明したものと同じでございますので割愛させていただきます。

次に、まず囲みの下、網掛けの、被保険者数についてでございます。本市の状況と同様に、社会保険の適用拡大等により被保険者数は全国及び大阪府でも減少傾向となっている一方で、令和元年度末に全ての団塊世代が70歳に移行していることから高齢者の割合が増加

しております。ただし、令和2年度に関しては、一般の被保険者数減少ペースが鈍化傾向にあり、少なからず新型コロナウイルス感染症の影響が出ている可能性もございます。

次のページをご覧ください。

保険給付費についてでございます。若年者層と比べ、一人当たり診療費の単価が約2倍となっている70歳以上の方の総診療費に占める割合が、平成30年度から令和3年度に向けて40.42%と約4.42%増加しており、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響も考慮され、最終的には保険給付費は大幅な増にはなっておらず、横ばいとどまっております。

その下の【国の推計方法ツールを活用】についてでございますが、国の推計ツールを基に過去2年間の伸び率により推計する方法が採用されており、算定の結果、一人当たり保険給付費の前年度比は伸び率として約0.56%となっております。

なお、大阪府における直近5年間の伸び率の傾向としては、概ね全国的な伸び率と同傾向というふうに伺っております。

次のページの中段、後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては、後期高齢者支援金は昨年度比ではほぼ横ばい、介護納付金は精算額等で増大であったことから、歳出額が減少しております。

その下の大阪府の今後の方針につきましては、引き続き、被保険者への負担軽減のために、国に対する必要な財源・公費の拡充を求めるとともに、今後とも医療費の増加が見込まれることから、特定健診・特定保健指導の実施率の向上や健康づくり・医療費の適正化の取組み、また大阪府全体として予防健康づくり支援交付金の獲得につながるように市町村とともに進めていく方針でございます。

また、この国保特別会計のあり方や一人当たり保険料額の上昇抑制策など、広域化調整会議等の場で検討していく予定となっております。

以上で簡単ではございますが、令和3年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果についてのご説明とさせていただきます。

(登阪会長)

ありがとうございました。

只今、事務局より次第Ⅰ「大阪府国民健康保険運営方針」、次第Ⅱ「令和3年度国保市町村標準保険料率の算定結果」についての報告がありました。それでは何か質問がございましたらお願いします。

(委員)

教えていただきたいことが2点ほどあります。コロナの関係で、例えば保険料の納付の猶予をする制度があると思うのですがけれども、その影響はどのぐらいか、現状でわかる範囲で結構ですので教えていただきたいです。

それから医療費、先ほど、横ばいというふうにおっしゃっていましたが、多分、外出自粛や、受診控えがあったかと思いますが、それが医療費にどのぐらい影響が出ているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

(富永収納係長)

それではまず納付猶予についてのご質問に対してお答えさせていただきます。このコロナ禍に限らず以前から納付猶予の制度というものはございます。

コロナや様々な原因によって給料や営業収入が少なくなってしまったという方がたくさんおられますので、そのような方についても丁寧に納付相談をさせていただいているところでございます。

納付猶予の根拠としましては、摂津市の国民健康保険条例に徴収猶予の規定がありますが、窓口での納付相談、電話での納付相談をもとに、分割での納付もしくは数か月間の納付猶予というものも受け付けております。

また、今年度から国が新型コロナウイルス感染症を理由に収入減少をされた方に対して、減免制度も創設しておりますので、該当する方には適用させていただいているところでございます。

なお、今年度のコロナ減免の適用金額としましては、まだ年度途中でございますので正確な数字は出ておりませんが、おそらく7,000万円強の金額と見込んでおります。

(森崎国保年金課長)

続きましてはコロナ禍における医療費の変動についてのご質問にお答えします。令和2年1月以降、やはり医療費の方で、語弊はあるかもしれませんが、受診控えというものが起きておまして、その影響が各方面に出ております。

大阪府全体で申し上げますと、4月、5月が底をついております。前年度比で令和2年4月が89.1%、令和2年5月が84.9%という形になっております。本市の状況で申し上げますと、4月が前年度比で82.6%、5月が84.7%となっております。

これは医科に関してでございますが、唾液等での感染というような情報もございましたことから少し歯科の方に目を向けますと、令和2年の4月で前年度比、大阪府全体で75.3%、本市が82.4%。5月で、府全体で前年度比が74.1%、本市の方は82.0%と、歯科の方でもやはり大きな影響が出ております。

4、5月を底に緊急事態宣言がいったん解除されたことから回復傾向になったものの、8月以降の第2波等で今現在、保険給付費に関しては乱高下が出ているような状況でございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(登阪会長)

他にございませんか。

それでは、この案件につきましての審議は終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(登阪会長)

それではこの案件につきましては、審議を終了いたします。

続きまして、次第Ⅲ「令和3年度摂津市国民健康保険料」について事務局よりご説明をお願いします。

(森崎国保年金課長)

それでは、次第Ⅲ「令和3年度摂津市国民健康保険料について」ご説明をさせていただきます。事前配布のA4横の冊子の資料の4ページからをご覧ください。また、お手元に諮問書の写しもご用意ください。

ここでは、令和3年度の保険料の設定に伴う本市の激変緩和措置を含めて、先ほどの市長からの諮問書に記載しております3つの諮問事項についてのご説明をさせていただきます。

広域化4年目となる令和3年度、本市の保険料設定におきましては、先ほどもご説明させていただいたとおり、大阪府による算定結果は前年度より若干のマイナス改定となっております。

繰り返しにはなりますが、大阪府においてはこの令和3年度から激変緩和措置を府内市町村に全面拡大するなどして、保険料の抑制の工夫をされたこと、またコロナ禍における保険給付費の微増などにより保険料の増の要因よりも減の要因が上回ったことによるものでございます。

いずれにせよ、保険料水準が令和2年度よりも低くなったとはいえ、本市の保険料と府より示された統一の保険料にはまだまだ乖離があり、その乖離を段階的に解消していく保険料設定が望ましい形となります。

しかしながら、令和3年度保険料の設定においては、この新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にある社会情勢を鑑みて保険料・保険料率設定をする必要がございます。

5ページにつきましては、市の激変緩和措置、府内保険料率と本市保険料の差額の解消についての考え方、令和3年度の算定における状況について記載しておりますので、適宜、ご参照いただければと思います。

それでは、令和3年度の保険料設定に伴う激変緩和措置について、ご説明をさせていただきます。

きます。

まず先ほどから激変緩和措置という表現を何度も繰り返しておりますが、初めて委員になられた方もおられますので、改めてその意味を確認したいと思います。資料5ページをご覧ください。

まず、激変緩和措置とは「保険料が急激に増加することのないよう財源を投入して保険料の抑制を行い、段階的に保険料を改定すること」を指しております。本市においては、大阪府国民健康保険運営方針に基づいて、激変緩和措置を講じながら、平成30年度から6年間をかけて府内統一の保険料率に合わせていく方針でございます。

本市の保険料においては、広域化以前より市の財源を投入して保険料の抑制を行ってまいりました。

しかしながら、将来的には持続可能な医療保険制度の構築のため、平成30年度からの広域化においては国からさらなる公費の拡充として1,700億円が投入されるなどして、国保財政の健全化が図られており、市町村においてもその動きを鈍化させることなく、法定外繰入などの実質的な赤字につながる財政運営は改めていくべき必要があります。

資料は5ページ中段以降をご覧ください。現在、府内統一保険料率と本市との現在の保険料との間には一定の差額が生じております。この差額を段階的に解消することで、4年後の府内統一保険料に合わせていくことができます。

その一方で先ほどご説明いただきましたが、被保険者数の推移や高齢者の割合の増加による医療費の増加など差額とは別に毎年度増加するいわゆる自然増という考え方がございます。

自然増は、広域化による影響ではなくて、仮に市町村単位の運営であっても起こり得るものであることから、段階的にはではなく、毎年自然増分については保険料を改定する必要があります。

ただし、令和3年度においてはコロナ禍における受診控え等の影響もあり、自然増を0.56%という低い水準の推計としており、それ以上に保険料の減の要素が大きかったため、6ページの図においてはこの医療費の自然増が見えない状況となっているのが大きな特徴でございます。

それでは、本市の激変緩和措置の考え方を基本としつつ、また昨年度の対応も踏まえて、改めて資料6ページをご覧ください。

令和3年度の激変緩和措置につきましては、結論から申し上げますとパターンDの提案となります。パターンDは先ほどの説明の基本的な改定の考え方とは異なり、本来の段階的な解消ではなくコロナ禍の社会情勢を鑑みて、請求ベースによる一人当たり平均保険料を令和2年度と同額すなわち据え置きとするものでございます。

本来であれば、階段を1段でも2段でも上がっておきたいところではございますが、長期化も見込まれるコロナ禍の社会情勢、経済状況を考慮した上での提案となっております。以上が1つ目の諮問事項に対してのご説明でございます。

続きまして、諮問事項2つ目のご説明をさせていただきます。お手元の資料は7ページと8ページをご覧ください。こちらは令和3年度保険料の軽減判定基準額の見直しに係る改正でございます。本年1月1日に改正政令が施行されたことを受け、本市の国民健康保険条例について必要な改正を行うものでございます。

資料にお示ししているとおり、平成30年度の税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除等について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるとして実施されました。

これに伴い、国民健康保険料の軽減判定において、意図していない形での影響や不利益が生じないように軽減判定における基準額の見直しを行います。

8ページをご覧ください。現行と改正後の考え方を示しております。少し複雑ですので、最下部の具体例をご覧ください。

これは給与収入が95万円の場合、税制改正の前と後でどのように違うかを示しております。まず改正前であれば給与所得控除が65万円で、95万円マイナス65万円で30万円になり7割軽減に相当します。

ところが改正後、所得控除等が10万円引き下げられたことにより、給与所得控除が55万円となります。95万円マイナス55万円で給与所得が40万円となり、改正をしない場合は5割軽減となってしまいます。

こういった影響を解消すべく判定基準の額を見直した場合、7割軽減とすることができます。簡単にいいますと、こういった内容の見直しを行います。

続きまして、諮問事項3つ目のご説明となります。こちらは資料の9ページと10ページをご覧ください。こちらは賦課限度額の見直しに係る改正でございます。

本市におきましては、国民健康保険料の賦課限度額を大阪府の共通基準・算定結果に合わせていることから、令和3年度の、先ほどご説明しました算定結果に基づき、基礎賦課額の（医療分）を61万円から63万円に、（介護分）を16万円から17万円に、合計3万円引き上げることとします。

軽減判定基準額の見直しが低所得者層へ配慮した改正であるのに対しまして、こちらの賦課限度額の引き上げは中間所得者層の被保険者に配慮した改正となります。

資料は10ページをご覧ください。なじみのない図ではございますが、左の図で仮に必要な保険料が20億円として示されており、保険料改定等により2億円増の22億円を集める必要が出てきた場合に、賦課限度額を上げない場合は、右側の上の図1に示すように中間所得者層の負担だけが増えることとなります。

しかしながら、賦課限度額を引き上げることにより、高所得者層へ負担が移行することで、結果的に中間所得者層の負担が軽減される形となります。中間所得者層の保険料負担軽減を図る観点からの改正となります。必要額が減額になった場合でも同様の効果を得ることができます。

以上で、令和3年度摂津市国民健康保険料における諮問事項のご説明とさせていただきます。

ます。一番大きいところはやはり激変緩和措置の考え方の変更でございます。以上でございます。

(登阪会長)

ありがとうございました。

只今、事務局より「令和3年度摂津市国民健康保険料」について、諮問事項であります激変緩和措置、軽減判定基準額の見直し、賦課限度額の見直しのご説明がありました。それでは何か質問がございましたら、お願いします。

(委員)

激変緩和措置について、平成30年度から6年をかけて段階的に解消させていくということで、これまでも取り組んでこられたと思うのですが、来年度についてはコロナ禍ということで、一定理解をしているところです。

そういうことになりますと、後年度に負担がかかっていくということになり得ると思うのですが、4年度、5年度の見込み等と、その方針として、摂津市としてどう考えておられるかを現状の中で確認をさせていただきたいと思います。

(森崎国保年金課長)

ご指摘いただいたとおり、あくまでも基本は医療費の自然増プラス階段を1つ上がるというのが、本来の対応でございます。これまで本市としましては階段を上がるべく対応してまいりましたが、医療費の自然増のみに抑えた年もあり、経年においても様々な対応をしてまいりました。そのような中で、今年度におきましては据え置きという形を取らせていただきました。

これは新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて提案しておるのではございますけれども、今後のことを申しますと、委員ご指摘のとおり、階段が3段残ることになります。

この3段で最終的にあるべき統一保険料にもっていくこととなりますので、やはり1段の高さとしては上がることとなります。本市としてできることといたしますと、抑制財源をいかに工夫して投入し、被保険者の方への負担を抑えた形での統一を目指していくというところでございます。

その一方で、冒頭の大阪府の運営方針で各市町村からの意見が聞かれております。その中の1つに、令和6年度の統一を目指しているけれども、この新型コロナの影響を鑑みて延ばしてはどうかといった意見も出てきております。

これまでは、令和6年度で統一するべきというところも多数ございましたが、延ばすべきという意見も出てきており、割合は拮抗してきておりますので、府の動向及び府内市町村の動向も踏まえながら激変緩和措置について、今後も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員)

先ほどの件について、質問ではなく私の意見を申し上げます。

これからの高齢化社会の日本で、医療費が増える一方で、コロナがあつて仕方がないということがあるのですけれども、それをどうやっていくかということ考えた時に、先送りをすると、結局、今の人は良くても、これから将来世代の人の負担がますます増えていくことになります。それで今の若い人や、非正規で働いている方など、我々よりも収入の低い若者がたくさんいて、貯蓄もなかなかできないという中、今後の将来の若者のことを考えて痛みは分かち合うべきで、自分達さえ、今、良ければいいということでは決して駄目だと思うのです。

それを行政としては表に出して、負担してくださいと言うべきところは言わないと、日本の社会も持たないのではないかというふうに私は考えています。

特に今回、コロナで職業を失った方とか、大変なところもたくさん出てきています。私も健康保険組合を運営していますが、日本には約1,400の健康保険組合がありまして、大きな会社の健康保険組合から中小企業の健康保険組合までたくさんありますが、ある業種によっては、先ほどお聞きした納付猶予によって、保険料が1年間払えませんかということで、状況により国からの指示もありますので受けています。

健康保険組合は保険料で運営しています。国からの公費の投入は一切ありません。従ってその保険料を1年間延ばしてくださいと大きな会社から言われたら、健康保険組合の運営はできず、医療費も払えない。

そんな状況があつて、実は解散する健康保険組合もちらほら出ています。

我々は、保険料を引き下げるからなんとかしてほしいという話は一切出来ません。今、医療費がこれだけあるからこれだけ払う。また高齢者の納付金をこれだけ払うから、これだけ保険料が要る。それで足りなければ翌年度に引き上げさせてもらうということを、我々はしています。

うちの健康保険組合は保険料の引き上げの途中です。段階的に引き上げています。これは先送りしていません。実際には収入が落ちていますから保険料も減っています。こんな状況の中にあつても、やっぱり先送りしてはいけないと考えています。

できましたら、これ以上の引き延ばしは無しに、やはり今おられる方が痛みを分け合つて、将来世代と等しく負担になるように、過重な負担を先送りしないようお願いして、意見として言わせていただきます。

(登阪会長)

課長の説明にもありましたが、市の保険料も統一保険料率に向けた基本的な考え方は堅持しつつも、毎年、毎年、いろんな状況の中で判断し、提案されてきた。我々もそれを了と

してきたということがあると思います。

多分、今、ご心配になっているのは来年度もまた、コロナの影響で算定結果がどのようになるのかがなかなか読めない状況の中で、今年度のこういう考え方が、来年度も含めて影響していくのではないかということ、危惧をされているのだと思います。

その辺りのご指摘を十分に受け止めて今後のことも考えていかなければならないのかなと思っております。

他に何かご意見はございますか。

かなり限られた中で、それもいろいろと選択できるような余地がない中での選択という厳しい選択だというふうに思います。その辺を皆さん、十分ご理解いただいた上でだと思いますが、ご質問はよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(登阪会長)

それではご意見もないようでございますので、今回の諮問事項につきましては、激変緩和措置、軽減判定基準額の見直し、賦課限度額の見直しの3つを行うということでございますが、この諮問につきまして「了」とすることでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(登阪会長)

ありがとうございます。それではこのようにさせていただきます。なお、答申の文案につきましては、会長及び副会長の方に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(登阪会長)

ありがとうございます。それでは、答申の手続きにつきましては、事務局と調整して進めてまいります。それでは、この諮問案件につきまして、審議を終了といたします。

続きまして、次第IV「令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(森崎国保年金課長)

それでは次第Ⅳについてご説明に入ります前に先ほどの諮問の「了」を経まして、追加の資料をお配りします。

今、お配りいたした資料は後ほど使いますので、まずは資料の11ページからをご覧ください。

令和3年度におきましては、先ほどからの説明にありましており、激変緩和措置の府内市町村への全面拡大という大きな変更はございますが、市町村の予算編成の考え方につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

12ページのまず左側、歳入をご覧ください。

国民健康保険料は、18億2,657万2千円、府支出金は69億8,099万7千円、繰入金は8億6,653万9千円、諸収入等は2,333万円、合計96億9,743万8千円となっております。

諸収入については、雑入のほか、延滞金や手数料、本市の国保の財政調整基金の利子などが含まれております。また繰入金のうち、その令和3年度においては3,421万9千円をこの基金から繰入を行っております。

続きまして右側の歳出でございます。

総務費は人件費等で1億5,759万円、保険給付費が最も多く占めておりますが、68億4,449万7千円、国民健康保険事業費納付金が26億412万5千円、保健事業費が7,604万3千円、諸支出金・基金積立金等が1,518万3千円で、歳入同額で合計96億9,743万8千円となっております。

それでは、資料の13ページ、14ページをご覧ください。こちらでは、歳入・歳出の詳細と前年度との増減率を示しております。特に変動が生じている科目につきましては、備考欄に理由等をお示ししております。

例えば13ページの歳入で申し上げますと、上から3段目の国庫支出金は令和3年度においては計上がございません。令和2年度はオンライン資格確認に係るシステム改修費の補助金でしたが、令和3年度では現状では予定がないためでございます。

その2段下の特別交付金における保険者努力支援分と特別調整交付金の増減につきましては、令和2年度に創設された予防・健康づくり支援交付金の財源充当の移行によるものでございます。

下から2段目の基金繰入金では、冒頭ご説明させていただいたとおり、大阪府の本算定結果における保険料水準が令和2年度よりも低く示されたこと等を受けて、保険料抑制財源が令和2年度ほど必要ではないことにより減少となっております。

続きまして、その下、14ページの歳出においては、保険給付費の出産育児諸費の減少幅がやや大きくなっております。被保険者の若年層の構成割合の減少だけでなく、コロナ禍における出生等が低く推計されていることも要因の一つとなっております。

なお、保健事業費においては、後ほど説明させていただきますが、特定健診の未受診者に対する新規の事業を予定しており、12.25%の増となっております。諸支出金等の大幅

な増額については先ほどご質問がありましたとおり、令和2年度に国が制度設計したコロナ減免により過年度の保険料も還付することができるため、その増加を見込んでのこととなっております。

歳入・歳出合計で昨年度と比較すると増減率としては▲1.73%となっており、歳出で最も大きな割合を占める保険給付費、いわゆる医療費に係る部分が前年度比で1.83%ほど減っていることが主な要因となっており、コロナ禍における医療費への影響が伺えます。

続きまして、令和3年度摂津市国民健康保険料率（案）についてご説明させていただきます。資料の方は15ページ、16ページ及び先ほど配布しました料率案をご用意ください。

15ページ上段の大阪府統一保険料率は、国から示された確定係数に基づき算定された保険料率となります。府内全体に必要な事業費納付金額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分しており、市町村ごとの医療費水準は加味しておりません。

なお、令和3年度からは、会議の冒頭から再三、ご説明しておりましたが、これまでの個別の激変緩和措置ではなく、府内市町村に激変緩和措置が全面拡大しており、総額にして記載はございませんが、約67.9億円が投入された上でのこの大阪府統一保険料率となっております。一人当たりで換算すると必要額で年間約3,900円の抑制につながっております。

よって、これまでのような市町村ごとの標準保険料率は示されなくなりました。15ページの下部は、これまでと令和3年度の激変緩和財源の投入についてのイメージを記載しておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

15ページの大阪府統一保険料率に令和3年度の本市の保険料設定に伴う市独自の激変緩和措置を反映させた保険料率が16ページもしくは本日お配りしました料率の案となっております。

少し読み上げさせていただきますと、保険料の内、医療分について所得割は8.10%、均等割で29,049円、平等割は30,244円、後期支援金分について所得割は2.73%、均等割は9,478円、平等割で9,858円、介護納付金分について所得割が2.47%、均等割は18,213円、全体としまして、所得割で13.30%、均等割で56,740円、平等割で40,102円となっております。

なお、保険料における後期支援金分及び介護納付金分は既に府内統一保険料率と同じ値としておりますので、医療費分のみ、保険料抑制財源を投入しております。

16ページに示しているとおり、府支出金、本市の国保の財政調整基金によって、令和3年度の抑制を保険料に予定しておりますが、一般会計からの法定外繰入は令和3年度では投入しておりません。

以上で、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）及び保険料率（案）についてのご説明を終わります。

(畑原課長代理・国保医療係長事務取扱い)

引き続きまして次第Ⅳ-3「保健事業の取組みについて」ご説明させていただきます。資料は17ページからとなります。

令和3年度の保健事業の新たな取組についてご説明させていただく前に、今年度、第1回の会議資料でご報告させていただいております、特定健診及び特定保健指導の実施状況についてご報告させていただきます。

それでは、資料は17ページをご覧ください。こちらでは、特定健診の実施状況として、直近5年間の受診者数及び受診率を示しております。第1回の会議資料では、令和元年度の特定健診受診率の暫定数値として29.0%とご報告させていただきましたが、被保険者数全体の減少傾向により受診者数そのものは減少しておりますが、最終的な法定報告値としては一定、上昇し、最終的には31.5%となっております。

今年度(令和2年度)におきましては、未受診者対策として年間を通じコールセンターから受診勧奨の連絡を入れる取組を実施するとともに、昨年4月、5月にコロナの影響により健診が一定期間延期となった関係もございますので、この昨年7月には、健診が再開していますよということをお知らせする趣旨のメッセージを込めた受診勧奨ハガキを過去の受診歴のある方を中心に、また、11月にはその時点で未受診者の方を中心に2回目の勧奨ハガキの送付を行っております。

併せまして、職場で健康診断を受けられた方にデータ提供を呼び掛ける取組や、令和2年度から助成額を26,000円に拡充をしております人間ドックのデータ提供等、それらをご提供いただくことで、特定健診の受診率につなげるという取組も実施しているところでございます。

なお、令和元年度に、安威川以南地域で試行実施しました出張での特定健診につきましては、今年度はコロナの影響もあり実施いたしません、令和3年度からは未受診者対策として経常的に実施をしていきたいと考えております。

続きまして、特定保健指導の実施状況についてでございます。資料は18ページをご覧ください。先ほどの特定健診の実施状況と同様に直近5年間の特定保健指導の受診者数と実施率を示しております。

こちらにつきましては、第1回の会議資料では、令和元年度の実施率の暫定数値として54.7%とご報告させていただきましたが、最終的な法定報告値としては若干下がりました49.0%となっております。

令和2年度におきましても、保健センターの集団健診時に特定保健指導に該当する方に対し、初回面談、いわゆるプレ指導というものを実施しまして、引き続き、特定保健指導の実施率の向上について取り組んでいるところでございます。

それでは、令和3年度の一部新規の保健事業についてのご説明をさせていただきます。資料は19ページをご覧ください。

第1回の会議資料でお示しさせていただきました「摂津市国民健康保険第2期保健事業

実施計画」いわゆる第2期データヘルス計画につきましては、中間評価のとりまとめを現在実施中でございます。

また取りまとめ次第、ご報告をさせていただきたいと考えております。今、このデータヘルス計画に基づきまして、引き続き、令和3年度も特定健診未受診者対策などの主要10事業を実施してまいります。特定健診の未受診者対策事業の取組について、令和3年度、新たな取組を考えておりますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど、特定健診の受診率のところで未受診者勧奨のハガキを送付しているとご報告させていただきましたけれども、令和3年度からは、新たに人工知能、いわゆるAIとナッジ理論というものを活用した勧奨ハガキの送付を予定しております。

具体的に申し上げますと、特定健診の未受診者の方は様々な方がおられます。異なる年齢、性別、職業等々。それぞれ未受診者になられている方の状況は異なりますが、例えば性格であるとか、特性といったものは実はグルーピングができる部分がございます。心配性である方、頑張り屋の方、甘えん坊の方など。

そういった方々にAIを使うことで、未受診者のグルーピングを行って、それぞれのグループにナッジ理論を取り入れた効果的なメッセージを訴求するという取組を実施していきたいと考えております。

例えばグルーピングの中でも心配性の方のグループがおられたとしたら、その方はいろんなことに不安を抱きやすいというところで、受診勧奨のハガキには、Q&Aを載せることで、その方の不安を解消してあげるといった工夫も可能になってまいります。

コロナ禍ということで、閉じこもりがちな状況もございますので、直接未受診者にアプローチする送付物のメッセージの重要性がより高まっているのではないかと考えております。

来年度はこの新たな未受診者勧奨の取組を行い、それによって最終的に受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

簡単ではございますけれども、「保健事業の取組について」のご説明を終わらせていただきます。

(登阪会長)

只今、事務局より「令和3年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算(案)」についてのご説明がありました。それでは何か質問がございましたらお願いします。

(委員)

予算のところで教えていただきたいのですが歳入科目、歳出科目について、それぞれ、ご説明いただきましたが、保険給付費について、医療費等が令和3年度は1.83%下がるとのことですので、保険給付費はかなり圧縮されていると思います。しかし、現状、受診控えから、重症化された方が多くなっているということも言われておまして、例えば本当は病院に行かないといけないのに、行かなかったがために心筋梗塞を起こしたなど。そういった

場合は医療費がとて高くなります。

そういった事例を無視しすぎた時に、予算通り給付費が減少しなかった場合、予備費は無いようですが、どうなるのでしょうか。

(森崎国保年金課長)

広域化前ですと、ご指摘のとおり、非常に財政的にも苦しくなるのですが、広域化後は、資料でいいますと13ページの府支出金の中の上から4つ目に普通交付金というものがございいます。

これがほぼ保険給付費と同じものでして、府から基本的には財源が賄われますので、当初見込みより保険給付費が上がったとしても、大阪府の普通交付金にて賄われます。ただ、その代わり、それがどうなるかといいますと、翌年度以降の保険料にはね返ってくるという仕組みになっております。大阪府は特別会計で赤字が出た場合には、それを基金で補填するのですが、それを保険料で補填するという仕組みになっておりますので、委員ご指摘のとおり、令和4年度の保険給付費というのは本当にもものすごくはね返って伸びるのではないかとという可能性と、あるいはこのままの傾向という二択になっております。はね返りが大きいという予想は多数の専門家の方もされているところでございます。以上でございます。

(委員)

先ほどのご説明の中で、歳入において一般会計からの繰入を今年はしていないとお伺いをしましたが、この科目別詳細の中では一般会計繰入金ということで記載されております。これは違うものですか。

(森崎国保年金課長)

一般会計繰入金につきましては、いわゆる法定で認められているものと、法定外というものがございいます。保険料の抑制に使う法定外の繰入金は今年度は計上しておらず、法定で認められているいわゆる人件費等に関しましては、通常どおり一般会計から繰り入れております。

ただ2点、本市独自の保険料減免と一部負担金減免に関しましては、法定外での繰入を行っているところでございます。保険料抑制に関しての法定外繰入は行っておりません。

(委員)

それでいきましたら、法定外の繰入をしているというのは、この一般会計繰入金ではなく、この下の保険基盤安定繰入金などでしているということですか。それともここには項目が無いと言ことですか。

(森崎国保年金課長)

一般会計繰入金の中に盛り込まれている状況です。

(委員)

なぜかといいますと、一般会計繰入金を解消してきているということで、これまでずっとご説明を聞いておりましたが、この一般会計繰入金の額が200万円ちょっと増えているので、どうなのか疑問に思い質問させていただきました。

(畑原課長代理・国保医療係長事務取扱い)

委員ご指摘の令和2年度から令和3年度で一般会計繰入金が0.99%増えている主な内容としましては職員の人件費分となります。

(登阪会長)

よろしいですか。他にございませんか。

新しい理論も出てきておりますが、事業の効果等でどのように見込んでいるか等あれば教えてください。

(畑原課長代理・国保医療係長事務取扱い)

ナッジ理論を用いたこの取組というのが、近隣では茨木市で実施されておまして、平成30年度に実施をした結果、受診率でいいますと、約2.8%の上昇になったと聞いております。

2.8%というと、多いのかどうかというところもあると思いますが、やはり30%程度の低い受診率の状況からすると、この2.8%はすごく大きい数字となりますので、一定効果があるのではないかと見込んでおります。

(登阪会長)

それではご質問がないようでしたら、この案件につきましての審議は終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(登阪会長)

それでは、この案件につきまして、審議は終了といたします。

以上を持ちまして、すべての案件の審議が終了しました。委員の皆様、全体をとおして何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは特に無いようでございますので、事務局から他に何かございますか。

(畑原課長代理・国保医療係長事務取扱い)

それではお配りしております、参考資料2ということで「傷病手当金制度」についての報告をさせていただきたいと思っております。

こちらは昨年の8月に送付させていただきました第1回の会議の資料でご報告をさせていただきました新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた傷病手当金の制度化についての資料を少し更新したもので、追加でのご報告が2点ございます。

1点目が適用期間というところで(延長)と記載しております。昨年の8月の時には、当初、この傷病手当金の適用期間は「9月の末まで」とさせていただいておりましたけれども、そこから国が延長と決定しまして、12月末、そして現在は「令和3年の3月末まで」と適用期間が延長されております。

令和3年度はどうなるのかについては、まだ見通せないところでございますが、国が引き続き、適用期間の延長を行った場合は、市としても延長期間に合わせて対応することになると考えております。

それから2点目が一番下にその他(追加)と記載しております。こちらについては、内容の変更はございませんが、この傷病手当金の基になる法律である、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が予定されております。それにより、国民健康保険条例で引用しております規定の整理が生じまして、条例の改正が必要となっております。第1回定例会で条例改正を行う予定としております。

報告については、この2点ございます。以上でございます。

(事務局)

では、事務局からの連絡事項です。本日、第3回運営協議会につきましてもこれまでどおり資料及び会議録を、後日ホームページにて公開させていただきます。また、署名委員の方々につきましては、後日ご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(野村保健福祉部長)

本日は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中ではございますが、委員の皆様におかれましては大変ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

本日の諮問の「了」を受け、当運営協議会を代表して登阪会長より森山市長に対し、答申書を提出させていただくこととなります。

令和3年4月からは国民健康保険の広域化も4年目を迎えることとなります。新たな運営方針のもと大阪府と協力して国保事業を進めていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、新年度においても引き続き本協議会にてご意見を賜りますよう、よろしく

お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(登阪会長)

それでは、以上をもちまして、第3回摂津市国民健康保険運営協議会を終了いたします。
どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。(一同)